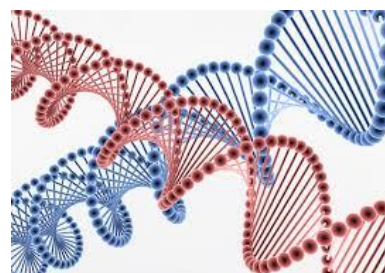


研究活動における不正行為の防止



No !

捏造・改ざん・盗用



滋賀医科大学研究公正委員会

(R7. 3. 26)



国立大学法人

滋賀医科大学

SHIGA UNIVERSITY OF MEDICAL SCIENCE

滋賀医科大学研究者行動規範

研究者の責任

研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

研究者の行動

研究者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力の維持向上に努め、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。また、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動する。

研究活動

研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究者は研究成果を論文などで公表することで、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければならない。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、捏造、改ざん、盗用などの不正行為を行わず、また加担しない。

法令の遵守・利益相反

研究者および研究支援者は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を遵守する。

研究者は自らの研究、審査、評価、判断、私学的助言などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

※滋賀医科大学における研究者および研究支援者の行動規範：

<https://www.shiga-med.ac.jp/sites/default/files/2017-03/kihan.pdf>



国立大学法人

滋賀医科大学
SHIGA UNIVERSITY OF MEDICAL SCIENCE

不正行為とは！

捏造

存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

(例) 同じ細胞の写真を別の論文で、違う写真として使用した。

(例) 電気泳動写真を反転させて、違う写真として使用した。

改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

(例) 複数回の実験データの内、都合の良いデータのみを利用して論文に使用した。

(例) 有意差が得られないため、都合の悪いデータを削除して有意差検定し論文に使用した。

盗用

他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること。

(例) 他人の論文の文章をコピーして論文に使った。



国立大学法人

滋賀医科大学

SHIGA UNIVERSITY OF MEDICAL SCIENCE

論文投稿時に気をつけること！

《事例》

- 所属する学協会の倫理要領や論文投稿規程の内容を確認していますか？
- 再現性があることの確認をして発表していますか？
- 生データ、実験で扱った試料、実験ノートの保存・管理はできていますか？
- 投稿誌の二重投稿規定に抵触していないことを確認していますか？
- 二重投稿や盗用とならないように、既に発表されている著作物の表現や内容については引用であることを示していますか？

相談・通報窓口はどこ？

研究活動の不正行為に関する通報先

研究推進課長

TEL	077-548-2020	FAX	077-548-2086
MAIL	tuhowind@belle.shiga-med.ac.jp		

公益通報窓口

総務企画課

TEL	077-548-2105	FAX	077-543-8659
MAIL	kouekitu@belle.shiga-med.ac.jp		

弁護士（色川法律事務所：間石成人弁護士）

文書宛先	〒541-0041 大阪府中央区北浜2丁目6-18 淀屋橋スクエア12階		
MAIL	helpline@irokawa.gr.jp		



国立大学法人

滋賀医科大学

SHIGA UNIVERSITY OF MEDICAL SCIENCE